



7月17日

5月11日・申11号

新型コロナウイルス感染症拡大防止に尽力する 組合員・社員の「生命」と雇用を守り、 安全・安心をつくりだす緊急申し入れ

第1回 団体交渉を行う!

冒頭、

「JR東日本グループに働く

『パート・アルバイトを含む全ての労働者の雇用と生命』

を守ることを確認!

1. JR東日本グループで就労するすべての従事者は、「エッセンシャル・ワーカー」として地域の足を守り抜く社会的使命を担っていることから「生命」を最優先とした勤務体制を確立するとともに、賃金保証ならびに雇用を保障すること。

(回答)新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ判断することとなる。

主
な
議
論

- ✓ **新型コロナウイルス感染症に関する労災は、適用の範囲が緩和されたことから、罹患した社員へ丁寧な助言、アドバイスを行い、労災申請のサポート・フォローを行うこと。また、労災は労働者が申告するものであり、労基署が判断を行うものである。**
 - 労災は、会社が判断するものでない。また、申告されれば、ルールに則り、適切に取り扱う。
- ✓ **新型コロナウイルス感染症に感染した際、安心して治療できるよう年次有給休暇とは別に、新たな有給休暇制度を設けること。**
 - 傷病休暇、年休制度、保存休暇等の制度があるため、それらを活用していただきたい。
- ✓ **小学校6年生までの子どもが臨時休校した際に備え、特別有給休暇制度を設けること。**
 - 養育休暇制度を従前の1ヶ月に最大5回から、当面の間は制限なく取得できる取り扱いとしたことから、新たな有給休暇制度を設けるものではない。

その2へ続く